

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

森町長



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。
これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、森町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、森町（代表者 森町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置 森町
- 5 理由